

●意見書案・決議案 本文を紹介します。

可決（全会派提案 賛成：全会派）

海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書

去る2月19日、千葉県沖において、海上自衛隊第3護衛隊群所属のイーゼス護衛艦「あたご」と漁船との衝突事故が発生し、今なお漁船乗組員2名が行方不明となっており、早期の救助が望まれている。

事故原因の調査は現在進められているが、報道で伝えられる護衛艦の衝突前の回避行動や衝突後の対応をみると、自衛隊に対する国民の信頼を著しく損ねるものである。

京都府内には舞鶴基地があり、海上での安全航行上、漁業関係者や海運関係者のもとより多くの府民が大変不安に感じており、府民の安心・安全を確保する立場から極めて遺憾である。

よって、国におかれては、救助活動に万全を期すとともに、事故原因の究明を徹底的に行い、二度とこのようなことが起こらないよう、実効ある安全対策を早期に講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（全会派提案 賛成：全会派）

在日米軍人等による犯罪防止に関する意見書

我が国には、29都道県に130を超える米軍基地や関連施設が所在している。これらの多くが住宅地域に近接しており、米軍人・軍属等による事件・事故がしばしば引き起こされていることは、大変憂慮すべきことである。

なかでも、米軍基地が集中する沖縄県においては、米軍人・軍属等による凶悪犯罪が繰り返され、そのたびに再発防止への努力が語られながらも、実効ある効果が上がらないまま今日に至っていることは、誠に遺憾である。

よって、国におかれては、米国政府に対し、改めて在日米軍関係者の綱紀粛正・規律保持の徹底を求めるとともに、犯罪防止に向けた具体的かつ実効ある措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送が開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」を策定、アナログ放送終了期限の2011年7月までの最終段階の取り組みが行われているところである。

7次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されている。今後3年間でデジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考えられる。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済的弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められている。

よって、国におかれては、平成20年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と併せ、次の事項についての取り組みを推進されるよう強く要望する。

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
- 2 今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各府県毎に整備し、地域住民の実態に即したきめ細やかなサービス体制を整備すること。
- 3 デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備などについて、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の一層の軽減を図るため、支援策を拡充すること。
- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

難病対策の充実に関する意見書

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたり支障がある難病患者とその家族が抱く精神的・経済的不安、悩みは計り知れないものがある。国における医療費の公費負担制度の適用範囲やその内容の充実など各種の支援は、多くの難病に苦しむ患者にとって切実な願いである。

しかしながら、現在、特定疾患として指定を受けているのは123疾患で、医療費の公費負担の対象となっているものはその中の45疾患にとどまっている。

間脳下垂体の難病である「中枢性尿崩症」など「下垂体機能障害（総称）」は、ホルモンバランスに起因し、多くは複数の疾患を併せて発症するが、治療法が確立されていない。患者は、ホルモン量を調整するため高額な薬を生涯にわたり服用しなければならない状況にあるものの、「下垂体機能障害（総称）」のうち、特定疾患に指定されている疾患は3疾患のみであり、いずれも公費負担の対象にはされていないことから、その精神的・経済的不安は計り知れないものがある。

よって、国におかれては、「中枢性尿崩症」など「下垂体機能障害（総称）」に苦しむ難病患者が、安心して最善の治療を継続して受けられるよう、特定疾患への指定及び公費負担対象疾患の拡大を行うとともに、長期療養を支える施策を積極的に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

肝炎対策の推進に関する意見書

平成20年1月11日、薬害C型肝炎患者を一律救済するための薬害肝炎救済法（略称）が成立した。これを受けて、平成20年1月15日、全国で審理中の薬害肝炎訴訟を今後順次和解する上での基本的事項を定めた基本合意書が、国と原告団との間で締結され、2月4日には、国との初の和解が成立したところである。

人道的観点から、早急に薬害感染被害者の一律救済の要請にこたえるべく議員立法により制定されたこの薬害肝炎救済法に基づき、特定フィブリノゲン製剤と特定血液凝固第9因子製剤によるC型感染者原告を対象に、症状に応じた給付金が支払われることが決まった。

しかしながら、カルテや医師の投薬証明などの証明手段がなく救済を阻まれる被害者をはじめ全国約350万人といわれるウイルス性肝炎患者への総合的な支援・救済策や、製薬会社の責任と負担の明確化、再発防止対策など、早期に解決されるべき課題が残されている。

よって、国におかれては、このような薬害の再発防止と安全対策を徹底するとともに、法整備も含め、肝炎の早期発見や肝炎患者全員に対する適切な医療の確保など総合的な肝炎対策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

食の安心・安全の確保に関する意見書

食の安心・安全が国民にとって大きな関心事となる中、食品偽装事件や中国産冷凍ギョウザ問題等食の安全を揺るがす事案が相次いで発生し、国民の不安を招いている。

特に、我が国においては、食料の海外への依存度が高いにもかかわらず、輸入食品に対する安全性確保のための対策が不十分であることが指摘されている。

食の安心・安全の確保は、国民の健康に直結した重要な課題であり、誰もが安心した食生活を送れるよう、食に対する信頼の回復を早期に図ることが強く求められている。

よって、国におかれては、食の安心・安全を確保するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 全国31か所の検疫所に330名余配置されている食品衛生監視員の大幅な増員等、水際における食品検疫体制を拡充・強化すること。
- 2 加工食品や外食を含め原料原産地の表示を義務付けるなど、厳正な食品表示制度を確立すること。
- 3 食品の生産段階から最終消費段階までの経路の追跡・遡及が可能となる制度の充実に努めること。
- 4 食品の安全に関する情報を一元化して関係機関が共有し、消費者へ早期に警告・危害発生を防止できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築、中長期的な視点からの省エネ施策の推進、技術力の向上などの対策など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じる必要がある。

よって、国におかれては、わが国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、中小企業底上げ対策の一層の強化を図られるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 中小・小規模事業者の金融支援をトータルに行うための「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定
- 2 各省庁所管のもと数多くある中小企業相談窓口を一本化すること
- 3 公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること
- 4 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労働者派遣制度を見直し地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書

わが国の景気・経済状況は、米国に端を発したサブプライムローン問題や原油価格の高騰、急速な円高など、昨年前半までの景気回復傾向とはうって変わり、予断を許さない局面を迎え、雇用環境が一層厳しさを増すことが懸念されている。また、企業の収益が労働者の賃金に反映されていないとの指摘がある中、雇用問題をめぐっては、非正規雇用と正規雇用との労働条件の格差を是正すること、日雇い派遣等に問題が多い労働者派遣制度を見直すこと、長時間労働による心身の健康被害、過労死や過労自殺を防ぐために労働時間の短縮を図る対策を拡充すること、非正規雇用の割合が多い若年層に対する安定した就労に向けた支援等の課題が指摘されている。

人口減少時代の到来により労働力不足が危惧される中、雇用・就業対策は、縦割り行政を改め、教育・労働・産業の各分野において、人づくり政策、教育政策との連携において、地域の実態にあわせた総合的な雇用対策を推進する必要がある。

よって、国におかれては、次の事項を速やかに実施されるよう要望する。

- 1 パート労働者、有期契約労働者等と正規労働者との間の合理的理由のない格差を是正し、均等・均衡待遇を確保すること。
- 2 一時的・臨時的な労働力の需要調整としての労働者派遣事業の原点に立ち返り、雇用が不安定で使用者責任が不明確な日雇い派遣等について見直しを行うこと。
- 3 メンタルヘルスの不調や過労死などにつながる長時間労働、不払い残業対策などを直ちに講じ、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間の実現をめざすよう、労働時間短縮のための労使の取り組みを支援・促進すること。
- 4 地域の雇用情勢に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成やNPOによる雇用創出など地域主体の実効性ある雇用施策を創設し、公労使による「雇用対策推進会議」等の実効性を確保すること。
- 5 雇用が不安定な若年者の就労を促進するため、職業安定所において求職から就職まで個人アドバイザーによる相談・助言をマンツーマンで実施し、教育・職業訓練などの支援策を確立すること。また、若者の就業対策としてその効果が期待されている中学校二年時の職場体験学習を、全国の市町村で実施されるよう、必要な支援措置を行うこと。
- 6 雇用における「ミスマッチ」解消と早期再就職を図るため、地方公共団体が国と連携し、職業相談・職業訓練・トライアル雇用・職業紹介を一貫した体制で実施し得る支援策を推進すること。
- 7 特に、有期契約労働者の育児介護休業の取得推進を図るとともに、保育体制の拡充、学童保育の支援体制を合わせ、働く親の仕事と家庭の両立支援措置を推進すること。
- 8 特に厳しい障害者雇用について、障害者法定雇用率達成に向けて厳正な運用を図り、障害者雇用支援策の展開を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道路特定財源の堅持による地方財源の確立を求める意見書

地方財政は、非常に厳しい現状であり、強力に行財政改革を進めるとともに、様々な財源を最大限活用し、府民生活の安定、安心・安全の確保に全力を尽くしているところである。

京都府における道路整備は、道路特定財源に加え、多額の一般財源を必要としており、社会保障や教育の充実、治安の確保を進める中で、道路特定財源は非常に重要な安定財源となっており、ガソリン税等の暫定税率が廃止された場合には、道路問題にとどまらず、教育や福祉といった住民生活に深刻な影響を及ぼしかねないものである。

また、京都府においては、かつて道路等の社会資本整備が十分行われなかった時代があったことから、道路整備が全般的に立ち後れている現状にあり、今後、寸断された京都縦貫自動車道の整備をはじめとする真に必要な道路整備、バリアフリー等、生活に密着した道路整備や増大する老朽橋等の維持管理のためには、道路財源の確保は不可欠である。

こうした中、もし道路特定財源の暫定税率が期限切れになると、京都府では約140億円の財源不足が生じ、その影響は計り知れないほど大きい。

よって、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1 地方財政の実状と道路整備の現状を踏まえ、暫定税率を含めて道路特定財源を堅持すること。特に地方財政に混乱を来さないよう、本年度内に租税特別措置法改正法案等を成立させること。

2 遅れている地方の道路整備を推進するため、道路特定財源の地方への配分割合を高めるとともに、地方における道路整備財源の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書(案)

いま、相次ぐ規制緩和の結果、働く者の3人に1人が非正規で占められ、派遣労働者は321万人に達している。とりわけ「登録型派遣」や「日雇い派遣」の若者たちは、「ワーキングプア」の状態におかれているだけでなく、「人間を消耗品として使い捨てる」ようにして働かされており、このままでは日本経済と社会に未来はない。

現行の労働者派遣法は、摘発された派遣会社が行政処分しか受けられないなど派遣元企業の保護法となっており、さらに派遣先企業の違法に対しては何の処分もなく、企業名さえ公表されないなど、大きな欠陥をもっている。

よって、国におかれては、「日雇い派遣禁止」や「常用代替防止」をふくめ、労働者派遣法を「派遣労働者保護法」として一刻も早く抜本改正し、正規雇用に拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道路特定財源の一般財源化および道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書（案）

道路特定財源制度は、道路整備のための緊急措置として1954年（昭和29年）に創設されて以来、54年間も継続され続けてきた。また、暫定税率は、道路整備をさらに加速させるために1974年（昭和49年）に設けられて以来、34年間も継続され続けてきた。

今日、国と地方の財政悪化を理由に、毎年、社会保障費が2200億円削減され続けているのははじめ、介護、医療、福祉、教育など国民生活に関わる施策が後退し続ける中で、巨額の税収をもっぱら道路につき込む道路特定財源と暫定税率の見直しを求める世論は、どの世論調査をとっても圧倒的多数の国民の声となっている。

地方にとって、生活道路の整備およびバリアフリー化をはじめとした道路の安全対策は重要な課題である。ところが、今後10年間に59兆円もの税金を道路整備に投入する「道路整備中期計画」では、通学路の歩道整備や段差解消などバリアフリー化、防災対策は、全部あわせてもその1割に過ぎず、高速道路やバイパス建設など自動車専用の大型道路が全体の4割を占めている。そもそも「道路整備中期計画」は、国民生活に必要な道路整備の予算を積み上げたものではなく、まず59兆円の総額を確保し、それを使い切るために不要・不急の道路整備を積み上げるという計画であり、ムダづかいの温床となっている。

こうした道路特定財源を一般財源化することで、地方の自由度は増し、各自治体の判断で住民視点から出発した施策の展開が可能となる。また、暫定税率の廃止は、地球温暖化防止に逆行するという議論があるが、環境税の創設によって、CO2の削減、地球温暖化防止対策の抜本的な強化こそが求められている。

よって、国におかれては、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化および道路関係諸税の暫定税率の廃止をおこなうよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）

本年4月より、75歳以上を対象とする「後期高齢者医療制度」が実施されようとしている。

この制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含め75歳以上のすべての高齢者からの保険料徴収、月額15,000円以上の年金受給者に年金から保険料の天引き、保険料滞納者には保険証の取り上げまで行う過酷なものである。さらに、75歳以上を対象とした別立ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いるもので、こうした別立て医療制度は世界に類を見ないものである。

しかも、「医療費適正化」路線により、今後保険給付内容が、現役世代に比べさらに限定的・抑制的になることは明らかである。

現在、国民的な実施の中止を求める声の広がりの中、共産党、民主党、社民党、国民新党が共同し、後期高齢者医療制度を廃止する法律案が提出されており、本格的審議が求められている。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度の4月実施を中止し、制度を廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業を支援する緊急対策を求める意見書(案)

日本経済はいま、「底が抜けてしまった」といわれるような深刻な不安と危機に見舞われている。とりわけ中小零細企業は、原油などの原材料高騰と急激な円高による深刻な影響をうけて、危機的な状況におかれている。

こうした状況をうけて、政府は年末以降、中小企業への「緊急対策」を講じているが、その内容は事態の深刻さに対してまったく不十分なものとなっている。

中小企業の疲弊の根本的な原因は、政府が長年にわたって中小企業と地域経済を犠牲にして、大企業中心の経済政策をとり続けてきたところにある。史上最高の利益をあげている大企業は、原材料高騰のしわ寄せを立場の弱い下請け企業に押しつけている。

よって、国におかれては、経済政策の軸足を大企業中心から、国民と中小企業へと抜本的に転換し、危機的な状況にある中小零細企業を支援するため、以下の対策をとられるよう強く要望する。

1. 中小企業予算を大幅に拡充し、経営危機を打開する支援策をおこなうこと。
2. 備蓄石油を放出し、石油元売りに費用価格情報の公開と差益の還元を求めるとともに、原油価格高騰の影響をうける中小零細企業の経営支援等をいっそう充実させること。
3. 原油・素材価格高騰の中小企業への一方的なしわよせと中小企業製品の買い叩きを防ぐために、優先的地位の乱用を取り締まり、適正な単価の確保をはかること。下請検査官を大幅増員し、下請二法を抜本拡充して、取引の適正化をはかること。
4. 中小企業の命綱となっている信用補完制度については、「責任共有」等の見直しによって中小企業金融の道が絶たれることのないようにするとともに、中小企業金融をさらに拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税増税に反対する意見書（案）

政府税制調査会は、昨年11月、税体系全体のあり方について、答申を行った。答申は、消費税増税を求める一方、法人税率の更なる引き下げを求めている。

政府は、消費税導入や税率引き上げの際にも、「社会保障の財源」「高齢化社会のため」等と説明をしてきたが、その後、医療費や介護の負担増、年金支給の引き下げ等、社会保障は、連続して改悪されてきた。実際、2007年度末までの消費税額は188兆円だが、この間の法人3税の減収は159兆円であるように、消費税は大企業の減税に消えているのが実態である。

低賃金・不安定雇用の拡大や原油高騰、円高の影響で国民の暮らしと中小零細企業の経営が深刻な事態に陥っている時に、消費税の増税が行われれば、日本経済と国民の暮らしに大打撃になることは明らかである。今求められているのは、一部の大企業や大資産家を優遇する税制から、生活費非課税、累進制、総合課税という「税の三原則」に基づく改革である。

よって、国におかれては、消費税率の引き上げを行わないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道路特定財源改革をはじめとする地方分権改革の推進と

地方財源の確保を求める意見書(案)

少子高齢化、人口減少が進行する中で、地域間格差は拡大を続けている。今、中央集権型システムから、地域の多様性、個性を活かし、活力に満ちた地方分権型社会への変革を実現していくことは、急務の課題である。

そのためには、「地方にできることは地方が担う」ことを原則に、地方に権限と財源を一体的に移譲していかなくてはならない。しかし、地方の財源は、3兆円の税源移譲による交付税原資の減少により約9千6百億円が目減りした上に、国は、地方交付税の削減を続け、その額は、5兆1千億円にのぼっている。また、「自己決定、自己責任、自己経営」は、地方分権型社会の当然の帰結であることから、国直轄事業負担金の廃止や国庫補助負担金のあり方を抜本的に見直すことを求めてきたが、その十分な進展は見られない。

そのような中、現在行われている道路特定財源に関する議論でも、地方が血のにじむような行財政改革を行いながら、必要な社会基盤整備のため一般財源も加えて道路整備を進めている一方で、国においては、その使途などについても多くの問題点が明らかになる中、特定財源とした上で、暫定税率を10年間維持するという租税特別措置法案等や道路の中期計画(素案)は、現在の中央集権型システムを前提としたものであり、今日まで、地方六団体などが求めてきた真の地方分権改革の視点が捨象されていることに、大きな危惧を持っている。

よって、国におかれては、地方分権改革の推進と地方財源の確保のため、次の事項について実現されるよう強く求める。

- 1 国と地方の役割分担を根本的に変え、「地方にできることは地方が担う」ことを原則に、地方に権限、事務、財源を一体的に移譲し、中央集権型システムから地方分権型システムへの変革を早急に行うこと。
- 2 税源移譲により地方の歳入不足を招いている地方財源約9千6百億円、地方交付税交付金5兆1千億円の復元を行い、国直轄事業負担金を廃止するとともに、国庫補助負担金のあり方を抜本的に見直すこと。
- 3 道路特定財源については、今後の道路整備のあり方について、地方分権型システムへの変革を推進するという観点から、道路整備に関する権限、事務、一般財源化も含めた財源のあり方、税制について、抜本的に検討・見直し・改革を行うこと。
- 4 地方の社会基盤整備は、未だ十分とは言えない状況にあり、地方にとって必要な社会基盤、道路を着実に整備できるよう、実効性ある地方財源の確保を最優先とした措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決(民主提案 賛成:日本共産党、民主、創生の一人)

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(案)

2006年6月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健制度が廃止され、代わって新たな後期高齢者医療制度が、京都府内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に本年4月から施行される。

「後期高齢者医療制度」は、一定の激変緩和措置が設けられるものの、75歳以上の高齢者を対象に、これまで保険料負担がなかった扶養家族を含め、月1万5千円以上の年金受給者は、年金から天引きで保険料が徴収される。

また、後期高齢者を対象とした別立ての診療報酬を設定するなど高齢者の老後を脅かす医療制度の導入である。

そして、70歳から74歳の窓口負担は1年間のみ1割負担に据え置きとなったが、平成21年4月からは2割負担に引き上げられるなど、ますます高齢者の医療費負担が強いられる。

このような様々な問題を抱えた「後期高齢者医療制度」の実施は、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼすことになり、廃止すべきである。

よって、国におかれては、誰もが安心して医療が受けられるように、次の事項について速やかに行われるよう強く要望する。

- 1 新たな後期高齢者医療制度は廃止すること。
- 2 医療に伴う国の予算を増額し、高齢者はじめ、国民が安心して医療が受けられるような制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決(自民・民主・公明提案 賛成:日本共産党をのぞく全会派)

2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に関する決議

オリンピックは、世界の国々のアスリートがスポーツを通して競い合う、世界平和を希求する人類の喜びと希望に満ちた祭典である。

我が国ではこれまで、1964年の夏季東京大会をはじめ、1972年の冬季札幌大会、1998年の冬季長野大会と3回のオリンピック・パラリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜び、そして勇気を与えてきた。

現在、2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京都開催に向けた招致運動が展開されている。

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、世界各国から数多くのアスリートが集うだけでなく、大会関係者や報道関係者はもとより、多くの観光客が来日し、世界に誇るすばらしい歴史・文化や恵まれた自然を有する京都府にとっても、広く世界の人々に、その魅力を発信する絶好の機会となるものである。

東京一極集中、地域間格差の拡大が進む中、地域再生が政府の最重要課題と位置付けられ、各地方自治体においても、特色ある地域の発展・活性化に懸命に取り組んでいるところである。大会の日本招致決定により、地域再生に向けた政府の取り組みが一層充実・強化され、開催地である東京都や首都圏のみならず、日本全体が元気と活力を取り戻す大きな契機となることを期待するものである。

よって、京都府議会は、2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致を、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成20年3月21日

京都府議会

